

台北日本人学校規則

1977年（民国66年）	4月	1日一部改正
1982年（民国71年）	5月31日	一部改正
1985年（民国74年）	12月19日	一部改正
1989年（民国78年）	3月10日	一部改正
1990年（民国79年）	4月	1日一部改正
1992年（民国81年）	5月27日	一部改正
1993年（民国82年）	2月25日	一部改正
1995年（民国84年）	7月	6日一部改正
1998年（民国87年）	1月15日	一部改正
1999年（民国88年）	1月14日	一部改正
2002年（民国91年）	2月25日	一部改正
2003年（民国92年）	9月	9日一部改正
2003年（民国92年）	12月	1日一部改正
2006年（民国95年）	4月	1日一部改正
2008年（民国97年）	4月	1日一部改正
2013年（民国102年）	4月	1日一部改正
2014年（民国103年）	4月	1日一部改正
2020年（民国109年）	4月	1日一部改正
2024年（民国113年）	4月	1日一部改正

第一章 総則

第1条（名称）：この学校を「台北日本人学校」正式には「台北市日僑学校」（以下単に学校という）と称する。

第2条（所在地）：この学校は台北市士林区中山北路6段785号におく。

第3条（運営及び目的）：この学校は台湾日本人会（以下単に日本人会と言う）により設立され、同協会の委嘱を受けて第四章に規定する学校運営委員会が運営に当たっている私立学校であり、台北市及びその周辺に在住する日本人の子女に対し日本国憲法、教育基本法、学校教育法の趣旨に則り、かつ文部科学省学習指導要領に従い、心身の発達に応じて、初等及び中等普通教育を施すことを目的とする。

第二章 教育要綱

第4条（修業年限）：この学校の教育課程は小学部及び中学部とし、修業年限はそれぞれ6年及び3年とする。

第5条（就学）：

- (1) この学校の小学部に就学できるものは、日本国籍を有し、満6才に達した日の翌日以後における最初の学年初めから満12才に達した日の属する学年の終わりまで就学できるものとする。
- (2) この学校の中学部に就学できるものは、日本国籍を有し、小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15才に達した日の属する学年の終わりまで就学できるものとする。
- (3) 保護者は日本人会会員でなければならない。保護者が夫婦で台湾に居住している場合は、原則として夫婦会員でなければならない。
- (4) 保護者とその子女が同居しているものとする。
- (5) 特別の事由によりやむを得ないと校長が認めた場合には、学校運営委員会の承認を得て、就学させることができる。（別記付則）

第6条（修了、卒業資格）：この学校は、小学校及び中学校義務教育としての修了、卒業を認定し、学校教育法施行規則の規定により日本国内の小学校・中学校または高等学校の該当学年へ編入・入学する児童・生徒に対し、必要な証明書類を交付する。

第7条（入学、退学、休学、編入学）：入学、退学、休学、編入学についての手続きは別に定める。

第8条（保健）：この学校は児童・生徒および職員の健康の保持、増進を図るため定期的に健康診断を行い、その他、保健に必要な措置を構ずる。

第9条（教育課程）：この学校の教育課程は、文部科学省学習指導要領に準拠して編成し、その教科及び時数は別表のとおりとする。

第三章 学年学期及び休業日

第10条（学年）：学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条（学期）：学年を2学期にわけるとする。

第1学期 4月1日から9月下旬まで

第2学期 10月初旬から3月31日まで

第12条（休業日）：学年中の休業日は次のとおりとする。

1. 土曜、日曜日

2. 日本、中華民国の祝日のうち次の7日とする。なお学校行事が日曜、祝日と重なる場合はその翌日を休日とする。

（日本の祝日）

（中華民国の祝日）

児童節 4月 4日

清明節 4月 5日

労働節 5月 1日（現採のみ）

端午節 （旧暦5月 5日）

中秋節 （旧暦8月 15日）

国慶節（双十節） 10月 10日

二二八和平祈念日 2月 28日

3. 夏季休業日：7月下旬から8月下旬まで

4. 秋季休業日：9月下旬

5. 冬季休業日：12月下旬から1月初旬まで

6. 旧正月休業日：旧暦大みそかから旧暦1月5日まで（台湾政府発表に従う）

7. 学年末休業日：3月中旬から3月31日まで

8. 学年始休業日：4月1日から4月初旬まで

第13条（臨時休業）：臨時に授業を行わない日は次のとおりとする。

（1）台風警報など発令され、現地の学校が休校となり、校長が必要と認めたとき。

（2）その他校長が児童生徒の安全上必要と認めたとき。

第四章 機関

第14条（学校運営委員会の構成及び専決事項）

1. 学校運営委員会は下記委員をもって構成する。

委員長 1名 台湾日本人会理事長

副委員長 2～3名

委員 13～15名（委員長、副委員長を除く）

公益財団法人日本台湾交流協会（総務部長、主任）・台北市日本工商会（理事）・日本人会常務監事・日本人会総務部会委員・会計委員・PTA正副会長・学校長・及び学校事務長・日本人会総幹事、日本人会副総幹事、日

本人会事務局。

2. 学校運営委員会は次の事項を決定する。

- (1) この規則の制定、改正
- (2) この規則に基づく細則の制定、改正
- (3) 学校の予算、及び決算に関する事項
- (4) 基金、寄付金及び借入金に関する事項
- (5) 重要な資産の取得、処分に関する事項
- (6) 校務報告、及び校務方針の承認
- (7) 現地にて採用する教員及び職員の任免
- (8) その他、学校運営に関する重要事項

第15条（運営委員会の開催、成立、及び議事）：学校運営委員会は必要に応じ開催されるものとし、構成員の3分の2以上の出席で成立するものとする。議決は出席構成員の過半数の賛成により行う。

第16条（運営委員の任期）：運営委員の任期は4月に始まり翌年3月までとする。欠員を充当するため委嘱された運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

第五章 教職員

第17条（教職員の種類、職務）：この学校に次の教職員をおく。

校長：校長は校務を総括執行する。

教頭：教頭は校長を補佐し、校長に事故あるときは、その業務を代行する。
また直接、教育、学習指導にあたる。

事務長：事務長は校長を補佐し、学校事務にあたる。また学校運営委員会の方針を受けて、管理運営の実務を行う。

教諭：校長の指示に従い、教育、学習指導にあたる。

講師：必要に応じて、専門または特に限定された教科目について教育、学習指導にあたる。

職員（事務職員及び用務員等）：校長の監督下、それぞれの職務を行う。

第18条（服務、待遇）：教職員の服務、待遇については別に定める。

第六章 会計

第19条（会計）：この学校の会計は日本人会の会計と別個とする（以下学校会計という）
学校会計は一般会計と特別会計にわけらる。

第20条（一般会計）：一般会計の収入は日本国々庫補助、海外子女教育振興財団の援助金、
入学金、施設設備費、授業料、スクールバス利用金等をもってあて、支出は経常的性質のものとする。

第21条（特別会計）：特別会計の収入は一般会計の年度末剰余金等とし、その支出は、
学校運営委員会の決定する特別な支出に限るものとする。

第22条（会計年度）：学校会計の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第23条（入学金、施設設備費、授業料、スクールバス利用料、その他必要な経費）：この
学校の入学金、施設設備費、授業料、スクールバス利用料、その他必要な経費については別に定める。

第24条（監査）：日本人会監事は、各学期末ごとに会計監査を行うことができ、各年度
末ごとに会計監査を行う。

第25条：（寄付金）この学校は建設基金として台湾日本人会に寄付することができる。

付則

この規則の規定、改正は日本人会理事会の承認を経てこれを実施する。

別記付則

第5条（5）の付則として下記に定める条項を適用する。

1982年（民国71年）5月31日制定
1991年（民国80年）1月25日一部改正
1994年（民国83年）5月13日一部改正
2002年（民国91年）2月25日一部改正
2003年（民国92年）9月9日一部改正
2013年（民国102年）4月1日一部改正

1. 台湾国籍以外の外国籍を持つもので、日本の教育が妥当と思われる者には、下記の条件を満たす場合に限り、入学を認める。
 - (1) 既に日本の学校への就学経験がある者。（日本の学校とは、学校教育法一条及びそれに準ずるものをいう）
 - (2) 日本語の能力（話す、聞く、読む、書く）が学年相応に身に付いていること。
 - (3) 親権者と同居し、身の援助はもとより、家庭での日本語環境が整えられること。また、学校と連携した教育ができること。
 - (4) 両親のいずれかが日本語でのコミュニケーションがとれること。
 - (5) 学校からの通信文等の内容が分かる、或いはそれを読解するための援助者が身近にいること。
 - (6) 学校の教育方針に従えること。
 - (7) この学校が定める入学金、授業料等の支払い能力があること。
 - (8) 本校の運営資金として、10万元（一人当たり）の寄付金が支払えること。
 - (9) 本校PTAの活動に協力できること。

※1「日本の教育が妥当だと思われる」

 - ・何らかの理由で、近い将来、日本に在留する可能性があること。
 - ・日本の教育に強い要望をもち、その準備のために計画的に準備してきた者。
2. 上記にて就学が認められた場合でも、上記の条件を満たすことができなくなった場合は、退学などの処置もある。
3. 体験入学について
 - (1) （体験入学の条件）
 - ア、日本国籍を持ちながら現在、現地校に在学し、本校への編入学を希望する者に、本校入学の適正就学を見極めるため措置期間とする場合。
 - イ、台湾国籍でありながら、日本の学校へ入学した経験（海外日本人学校も含む）を持ち、現在現地校へ入学している者が日本の教育を忘れないようにするために本校体験入学を希望する者。
 - ウ、本校から現地校に転校し、日本の教育を忘れないようにする場合。
 - エ、学校の規則に従えること。
 - オ、学級定数に余裕があること。
 - (2) （体験期間）
 - 1か2ヶ月以内を目安とする。

(3) (授業料等納付金)

学校に支払う納付金は、授業料・施設利用費・バス代(翌月にまたがる場合は2か月分)、教材費(年額)とし、入学金、施設設備費は支払わなくてもよい。

また、年度内に体験入学から当校へ編入する場合、教材費は既に納付済みですので教材費は免除する。

(4) (責任)

小さな怪我等の治療は保健室で行うが、それ以上の責任は一切とらない。病院等へは保護者の責任において連れて行くものとする。

(5) (学籍・評価)

学籍には一切入れない。また評価等も一切しない。

別表 (第9条関係)

小学部 教育課程

区分	授業時数					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国語	306	315	245	245	175	175
社会			70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科			90	105	105	105
生活	102	105				
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭					60	55
体育	102	105	105	105	90	90
外国語					70	70
特別の教科である道徳	34	35	35	35	35	35
総合的な学習の時間			70	70	70	70
外国語活動	中国語 34	35	35	35		
	英語 34	35	35	35		
特別活動	34	35	35	35	35	35
裁量(委員会・クラブ)					35	35
総授業数	918	980	1015	1050	1050	1050

中学部 教育課程

区分	授業時数		
	1年	2年	3年
国語	140	140	105
社会	105	105	140
数学	140	105	140
理科	105	140	140
音楽	45	35	35
美術	45	35	35
保健体育	105	105	105
技術・家庭	70	70	35
外国語	140	140	140
特別の教科である道徳	35	35	35
総合的な学習の時間	50	70	70
特別活動	35	35	35
外国語活動	35	35	35